

第 1 回

議員の定数等に関する検討委員会会議録

平成16年6月4日

相模原・津久井地域合併協議会

相模原・津久井地域合併協議会
第1回議員の定数等に関する検討委員会会議録

目 次

会議次第.....	1
出席者名簿.....	2
開 会.....	3
委嘱状の交付.....	3
会長あいさつ.....	3
議 題.....	4
そ の 他.....	28
閉 会.....	29

相模原・津久井地域合併協議会
第1回議員の定数等に関する検討委員会会議録

日時：平成16年6月4日（金）

午後3時から

場所：けやき会館 2階 大研修室

会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 会長あいさつ
- 4 議 題
 - (1) 議員の定数等に関する検討委員会規程について
 - (2) 委員長・副委員長の選出について
 - (3) 議員の定数等に関する検討委員会で検討する事項について
 - (4) 検討スケジュールについて
- 5 その他
- 6 閉 会

出欠席者名簿

出席委員（ 12名）

山岸一雄委員、久保田義則委員、佐藤賢司委員、小林一郎委員、田中武夫委員、
長友克洋委員、小野志郎委員、菊地原一郎委員、梶野勲委員、荒井三和委員、
荒井正次委員、永井宏一委員

協議会委員

小川勇夫会長、天野望会長、山口秀夫幹事長、米山正雄副幹事長、永井一浩幹事、
清水東次幹事

事務局職員出席者

田所直久事務局長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、小林輝明副主幹、網本淳副主幹、
菊地原央主査、高野弘明主査

議会事務局

< 相模原市 > 白井武司議会事務局長、近藤義則参事兼議事調査課長、井上健二庶務課長、
山崎茂副主幹、中島秀臣副主幹、小山崇主査

< 城山町 > 八木正光議会事務局長

< 津久井町 > 柳川宝議会事務局長

< 相模湖町 > 井草浩議会事務局長

傍聴者

一般傍聴（ 14名）、報道関係者（ 2名）

開会 午後 2時58分

開会の宣告

田所事務局長 定刻の少し前ですけれども、皆様、おそろいでございますので、始めさせていただきます。

大変お待たせをいたしました。本日、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第1回議員の定数等に関する検討委員会を開催させていただきます。

私、相模原・津久井地域合併協議会事務局長の田所でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委嘱状交付

田所事務局長 お手元の次第でございますけれども、委嘱状の交付を相模原・津久井地域合併協議会会長より行わせていただきます。

交付は、お配りしてございます「議員の定数等に関する検討委員会委員名簿」の記載順に行わせていただきます。順に会長からお渡しをさせていただきますので、大変お手数ですが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

〔委嘱状交付〕

田所事務局長 以上をもちまして、議員の定数等に関する検討委員会委員への委嘱状の交付を終了させていただきます。

会長あいさつ

田所事務局長 続きまして、小川会長よりごあいさつを申し上げます。

小川会長 相模原・津久井地域合併協議会の正副会長を代表いたしまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の行政運営につきましては、日ごろから格別のご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、相模原・津久井地域合併協議会は、関係の皆様のご協力によりまして、4月30日に第1回目の合併協議会を開催いたしまして、協議会の規約や事業計画などをご報告し、ご承認をいただきました。

また、去る5月30日には第2回目の合併協議会を開催し、本協議会での協議事項や、いわゆる合併の基本4項目と言われております合併の方式などについてご協議をいただくとともに、議員の定数等に関する検討委員会規程につきましてご報告をさせていただいたものでございます。

合併協議事項のうち、議員の定数等の取扱いにつきましては、各市町の議会議員の代表の皆様によりまして検討委員会を設置させていただき、ご検討をお願いするものでございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ではございますが、議論を尽くしていただき、よりよい方向性を導き出していただければと存じます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

田所事務局長 ありがとうございます。

ここで、大変恐縮でございますが、会長、副会長並びに幹事につきましては退席をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。しばらくお待ちいただきたいと思っております。

〔会長、副会長、幹事退席〕

議 題

田所事務局長 本日は、委員の皆様には初めてお会いする方もいらっしゃるかと思いますので、大変恐縮でございますが、ここで簡単に自己紹介をしていただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、大変恐縮ですけれども、相模原市の方から自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

山岸委員 こんにちは。相模原市の合併問題特別委員会の委員長をしております、山岸でございます。今回のこの委員にということで出席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

久保田委員 改めて、こんにちは。久保田義則でございます。相模原市議会合併問題特別委員会の委員を務めさせていただいております。よろしくどうぞお願いいたします。

佐藤委員 佐藤でございます。協議会の委員を兼ねましてやらせていただいております。活発な意見の交換の中に、いい方向を見出したいと思っております。よろしくお願いいたします。

小林委員 小林一郎でございます。合併問題特別委員会の副委員長を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

田中委員 相模原市の田中武夫です。議会では合併特別委員会の委員をやっております。どうぞよろしく申し上げます。

長友委員 こんにちは。相模原市、長友克洋です。どうぞよろしく申し上げます。

小野委員 皆さん、こんにちは。城山町からこの席に身を置かせていただいております、小野でございます。よろしくお願い申し上げます。

菊地原委員 こんにちは。城山町の合併問題調査特別委員会の委員長をしております、菊地原一朗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

梶野委員 津久井町の梶野でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

荒井（三）委員 津久井町の荒井三和でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

荒井（正）委員 相模湖町の議会の荒井正次でございます。よろしくお願いいたします。

永井委員 相模湖町の合併特別委員会の委員長をしております、永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

田所事務局長 ありがとうございます。

それでは、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

今日、お手元にお配りしてございますのは、初めに、「相模原・津久井地域合併協議会第1回議員の定数等に関する検討委員会次第」と書いた資料が手元でございます。それから、その裏が本日の「検討委員会委員名簿」でございます。それから、1ページが資料1となっております。「議員の定数等に関する検討委員会規程」でございます。それから、その裏が、2ページ、参考になってございまして、「相模原・津久井地域合併協議会規約」でございます。規約が2ページ、3ページでございます。それから、4ページ、5ページが「相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程」となっております。それから、6ページが「相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程」でございます。それから、7ページが資料2でございます。「議員の定数等に関する検討委員会で検討する事項（案）」となっております。

す。次に、8ページ、9ページが参考の資料でございます、「事務事業一元化の基本方針について」となっております。それから、10ページが、資料3、「議員の定数等に関する検討委員会検討スケジュール(案)」でございます。それから、11ページが、参考で「相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール」でございます。それから、本日、テーブルの方には、「合併協議会だより」の第1号、6月1日付で発行しておりますけれども、それをあわせてお配りをさせていただいております。よろしくお願いいたします。

資料の方はよろしいでしょうか。

次に、お願いでございますけれども、傍聴者の方も含めまして、携帯電話をお持ちの方、恐縮でございます、電源をお切りいただくか、マナーモードへの切りかえをお願いいたします。

また、会議を傍聴される方へのお願いでございますけれども、会議中は、傍聴券の裏面に書いてございます事項をお守りいただきまして、会議の円滑な進行にご協力をいただきますようお願いいたします。

議題(1) 議員の定数等に関する検討委員会規程について

それでは、初めの「議題(1) 議員の定数等に関する検討委員会規程について」説明をさせていただきます。これは私から説明をさせていただきます。

資料、1ページをお開きいただきたいと存じます。

1ページの資料でございますが、まず、第1条、本検討委員会の設置の関係でございますが、去る5月30日、第2回の合併協議会に報告をいたしまして、ご承認をいただいておりますけれども、改めまして、概要についてご説明をさせていただきます。

まず、第1条の設置でございますが、合併協議会規約に基づきまして、合併後の議員の定数等、議会に係る事項につきまして調査、審議をするために、議員の定数等に関する検討委員会を設置するものでございます。

第2条といたしまして、委員といたしましては、12人以内をもって組織をすることといたしております。関係市町の議会の議員のうちから協議会の会長が委嘱をさせていただくこととなっております。

第3条では、委員長及び副委員長でございますが、これは各1人を置くことといたしております。2項によりまして委員の互選によることとさせていただきます。

次に、第4条の会議でございますが、委員会の会議につきましては委員長が招集をするこ

とさせていただきます。

2項といたしまして、会議の開催の日時及び場所、それから会議に付すべき事項につきまして、あらかじめ副委員長及び委員に通知をするとともに、これを公表しなければならないものとさせていただいております。

それから、第3項でございますが、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこととさせていただいております。

それから、第4項では、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めまして、説明又は意見を聞くことができることといたしております。

また、会議の運営につきましては、相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程によることとさせていただいております。

それから、第6条では庶務の関係でございますが、本検討委員会の庶務につきましては、本協議会の事務局及び委員長の属する議会の事務局において処理をさせていただくこととさせていただいております。

なお、附則といたしまして、この規程につきましては、本年6月1日から施行をすることとさせていただいております。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

関連する規定で、参考としてつけさせていただいておりますが、2ページは、相模原・津久井地域合併協議会規約でございます。

3ページになりますが、第10条で委員会の規定を設けておりまして、第2条に掲げる事務の一部について調査、審議させるため、協議会に委員会を置くことができるとされております。

なお、委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めることといたしてございます。先ほど説明いたしました規定が、その内容でございます。

次に、4ページをご覧くださいと存じます。

4ページの相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程でございますが、第4条でございますが、議事の進行といたしまして、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とするとしておりまして、ただ、意見が一致しない場合には、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決するものといたしております。

それから、第6条でございますが、会議は傍聴をすることができることになってございます。それから、傍聴に関して必要な事項は、議長が別に定めることといたしてございます。

それから、第8条、会議録でございますが、議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製することといたしてありまして、開催日時、場所、出席者の氏名、その他議長が必要と認めた事項等々につきまして、会議録として資料をつくらせていただきます。

なお、会議録には、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定をすることといたしてございます。

それから、会議録等の公開でございますが、会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則といたしてございます。後ほど、本日の会議の会議録の署名につきましては、委員長を選出していただいた後、指名をさせていただければと考えてございます。

それから、6ページが、相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程でございますが、傍聴の手続、それから会場に入場することができない者、第5条でございます。それから、傍聴人の守るべき事項、第6条等々を決めさせていただいております。

以上が、議員の定数等に関する検討委員会規程及び関連いたします本合併協議会規程等について、ご説明をさせていただきました。

以上、簡単に概要を説明させていただきましたけれども、以上の件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

はい。

長友委員 議員の定数等に関する検討委員会規程というところなんですけれども、第3条の部分なんですけど、さきの合併協議会の席上でも、この点が取り上げられたというふうに聞いています。そして、これは合併協議会の方で決める話であるんでしょから、私どもは、これはご報告を受けて、このままやることになるんだろうと思うんですけども、この件についての協議会でのいきさつ等々、そして最終的な結論に至った経過というものを再度、この場面でご説明をいただくべきではないかというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

田所事務局長 わかりました。ちょっと説明をさせていただきます。

実は、第2回の合併協議会におきまして、本規程につきまして合併協議会の方にお諮りをさせていただきました。そのとき、ただいま長友委員の方からご質問がございましたとおり、第3条の委員の関係でございますけれども、この委員の中に、議員だけではなく、一般の方等を入れてはどうかというようなご質問がございました。その際、少し議論があったわけなんですけれども、最終的には、本検討委員会で検討された内容につきましては、合併協議会の中で議論が再度されるというようなこと。それからもう1点、私どもの方から説明をさせてい

ただきましたのは、第4条の第4項で、先ほどご説明申し上げましたが、会議の運営上必要がある場合には、委員長が委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができるようになっておりますというようなことを説明させていただきまして、合併協議会の方ではご了解をいただいたというようにいきさつがございました。

以上が、第2回の協議会の中での本規程についての質疑等でございます。よろしくお願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議題(2) 委員長・副委員長の選出について

田所事務局長 よろしいですか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

それから、先ほど申し上げなかったかもしれませんが、委員長・副委員長選出が終わるまで、私の方で仮に進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、議題の2に移らせていただきます。委員長・副委員長の選出をお願いしたいと思います。

先ほど規程で説明をさせていただきましたとおり、委員の互選によりまして委員長・副委員長を置くことになっております。

ご意見がございましたら、お願いをしたいと思います。

どうぞ。

小野委員 提案を1つ、もし皆さんがいいよということであれば、提案をさせていただければなと思います。

私の考えは、委員長には市の方からぜひ選んでいただきたいな。そして、副委員長については、そこはそこで、本来なら正副ともという考え方もあろうかと思うんですけども、やはり3町の方から副を選ばせていただいてもいいのかなと。できれば休憩をとっていただいて、速やかにこのことを決めるという方がより合理的なのかなということを提起したいと思います。よろしくお願いいたします。

田所事務局長 ありがとうございます。

今、小野委員から、委員長は相模原市の方から、それから副委員長は3町の方からということでご提案がございましたが、まず、これについてご意見ございましたらお伺いしたいと

と思いますが、いかがでございましょうか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

田所事務局長 先に休憩した方がよろしいですか。

わかりました。それでは、その辺も含めまして、一度、暫時休憩をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

田所事務局長 それでは、再開をさせていただきます。

いかがでございましょうか。委員長・副委員長につきましてお願いいしたいと思います。

はい、どうぞ。

久保田委員 先ほど小野委員から、委員長は相模原市というようなお言葉をいただきましたので、私ども、満場一致で山岸一雄さんを委員長にお願いいしたいと思います。

田所事務局長 ありがとうございます。

それでは、まず、委員長は山岸委員ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田所事務局長 ありがとうございます。

それでは、副委員長の方の選出をお願いいしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

荒井（正）委員 うちの方も、副委員長の件につきまして別室で審議いたしました。津久井町の梶野勲さんに満場一致で決まりましたので、ひとつよろしくお願いいいたします。

田所事務局長 ありがとうございます。

それでは、副委員長には梶野委員にお願いいをするということで、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田所事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員長は山岸委員、それから副委員長は梶野委員にお願いいすることにさせていただきます。

それでは、委員長、副委員長、申しわけございませんが、正面の席にお移りをいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、恐縮でございますけれども、正副委員長からごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

山岸委員長 ただいま議員の定数等に関する検討委員会の委員長という大任を皆さんのご推薦により仰せつかったわけでございますが、何分不慣れなものでございますので、皆様のご協力をいただきながら、その任を全うしてまいりたいというように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

田所事務局長 ありがとうございます。

それでは、副委員長、お願いいたします。

梶野副委員長 3町の皆さん方の推薦によりまして、図らずも、本当に図らずもということなのですが、副委員長に推薦をされました。本当に浅学非才、議員経験も短くて、皆さん方に迷惑をかけると思いますが、委員長を助けて一生懸命務めますので、ご協力、ご鞭撻、よろしくお願いいたします。（拍手）

田所事務局長 ありがとうございます。

それでは、今後の進行につきましては委員長にお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

山岸委員長 それでは、先ほど事務局から説明がございました会議録署名人として、2名の方をご指名させていただきたいと思っております。

相模原市の委員の久保田義則さん、そして城山町の小野志郎委員にお願いいたします。

なお、委員長、副委員長を除いて、名簿順に、相模原市から選出の方1名と津久井3町選出の方の中から持ち回りで1名ずつ、合わせて2名の方をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議題（3）議員の定数等に関する検討委員会で検討する事項について

山岸委員長 それでは、「議題（3）議員の定数等に関する検討委員会で検討する事項について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

白井相模原市議会事務局長 それでは、相模原の議会の事務局長の白井と申しますが、私から代表してご説明をさせていただきます。

お手元の資料の7ページが検討事項ですが、先に8ページ、9ページの方でご説明させて

いただきたいと思えます。

この8ページ、9ページは事務事業の一元化の基本方針ということで、後ほどご説明させていただきます本委員会でご検討いただく事項につきまして、最終的には事務事業の一元化ということで、一元化を図ることを目指す、そういうこととなりますので、その方針についてご説明申し上げます。

この方針につきましては、5月30日の第2回合併協議会の方でご決定をいただいている内容でございます。

まず、1番の基本原則でございますが、(1)一体性の確保ということでございますが、住民の生活に支障を来さないように、できるだけ早く一体性を確保できるように調整をする。ただし、従来の経緯だとか財政的な影響等を勘案しながら、場合によっては段階的に調整するものも出てくる、そんなことでございます。

それから2つ目として、住民福祉の向上でございますが、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるように調整に努める。これが2つ目でございます。

3つ目として、負担の公平でございますが、使用料・手数料、地方税など、負担の公平の原則に立って住民に不公平感を与えないよう十分に配慮し、調整に努める。

それから4つ目は、健全な財政運営に努めるとするものです。

5つ目は、行政改革の推進ということで、そのような観点から事務事業の見直しに努めていく。

6つ目としては、地域特性の尊重ということで、それぞれの地域が有する特性を活かし、魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるということで、以上6項目が基本原則として確認がされてございます。

それから、2つ目の調整方針でございますが、1つは、新市における住民福祉の向上に向け、今申し上げました6項目の基本原則に基づきまして、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとする。

それから2つ目は、関係市町の制度のうちで地域特性を有するもの、もしくは合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものにつきましては、経過措置の設定等を行いながら円滑な移行に向けて調整を図る。これが調整方針でございます。

それから、9ページの調整方針の区分でございますが、こちらは1市3町の事務事業を比較しながら課題の調整等を行うわけですが、そういう中で、事務事業の一元化の調整方針の決定に当たりましては、下の表にあるような形で定められてございます。

大きく分けると3つございまして、現行のまま存続するものと、それから統合を図る。統合を図る中では、合併時に直ちに統合を図るものと、それから として速やかに統合を図るもの。 として段階的に統合を図るものとしては、原則として3年間は現状のままで、その後、相模原市の制度に統合する。それと、3年間で段階的に統合する。それと、3年以内に統合を図る。それと、最後は廃止でございますが、廃止の方向で調整するものとしては、やはり段階的にやるものを含めて幾つかに分かれてございます。これが調整方針の区分でございます。

それから、4番目としては、事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分でございますが、ランク分けとしては、A、B、C、3つに分かれてございます。

Aとしましては、(1)は、前回、合併協議会でご検討された合併の基本4項目でございます。それと、本委員会に関係するのは、(2)番の中で、(2)番は市町村の合併の特例に関する法律等に規定されているものでございますが、そのうち議会議員の定数及び任期の取扱いについてということで、本委員会の中心的なテーマになってこようかと思えます。

それと、あと幾つか、(3)、(4)とございますが、あと(5)として、各種事務事業のうち一元化するための調整が特に困難であるもの。こちらについても、ランクAということで、合併協議会で協議すべきものということで、すべて合併協議会の中で協議、決定がされるものでございます。

それと、ランクB、Cにつきましては、合併協議会の下部組織でございます専門部会、幹事会等で協議をして、上部の合併協議会の方へは報告をするという、そういう位置づけになっているのがランクBとC。こういうことで事務事業の一元化の基本方針が確認をされています。

恐縮ですが、7ページにお戻りいただきまして、以上のような事務事業の一元化の基本方針を踏まえまして、2回目以降、この議員の定数等に関する検討委員会で検討していただく事項の案をまとめさせていただいておりますので、ご説明させていただきます。

まず、1つ目として、先ほど申し上げましたランクAに該当するもので、議会議員の定数及び任期の取扱いについてということで、合併協議会で協議をいただく内容でございます。こちらについては、合併特例法により、合併後の一定期間に限り、議会議員の定数や在任に関する特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて検討することですが、それだけではなく、当然、その特例措置の何を 複数、特例措置がございまして、どれを適用するか、そのことも含めてご検討いただくこととなります。

それから、2つ目としては、合併協議会への報告事項になりますが、括弧の中にありますように、合併協議会で協議事項となるものも想定されますので、そういうふうになった場合には除かれるわけですが、先ほどのランクB、Cに該当するものに当たります。12項目用意してございますが、内容としては、事務事業の一元化の基本方針に基づき、相模原市の制度を基準に統一する方向で検討するものでございます。

(1)としては議員報酬等でございますが、内容としては、報酬とか期末手当、費用弁償等でございます。

それから、(2)は政務調査費でございますが、こちらについては、交付対象、交付額、交付の方法、使い道、そんなことについて調整を図る必要がございます。

(3)番としては議会の国際交流でございますが、事業内容等について調整をいただくこととなります。

それから、(4)として請願とか陳情の扱いでございますが、請願等の必要事項だとか提出期限、審査方法等についてご検討いただくこととなります。

それから、(5)ですが、議会報の発行につきましては、発行回数だとか規格、部数、配付方法等についてご検討いただくこととなります。

それから、(6)は本会議でございますが、主な運営方法だとか議案の審査方法、予算・決算の審査方法、それから質疑だとか質問の方法、傍聴、それから中継とか会議録の検索とかについてご検討いただくこととなります。

それから、(7)は常任委員会で、委員会名、定数、所管事項、任期、それから審査の方法、傍聴とか記録。

(8)の特別委員会についても、常任委員会と同様な内容についてご検討いただくこととなります。

それから、(9)議会運営委員会につきましては、どのような構成になっているのか、その構成員以外の議員の出席等についてご検討いただくこととなります。

(10)は任意の協議組織ということで、代表者会議だとか全員協議会、そのほか、呼び名は違うかと思いますが、常任委員会単位で開催をされている部会等、任意の協議組織、そんなことにつきまして、位置づけだとか協議事項、運営方法等についてご検討いただくものでございます。

それから、(11)は、任意専決事項につきまして、自治法の180条に基づく委任専決事項についてご検討いただくものです。

(1 2) は議会の刊行物で、どのような刊行物が発行されていて、発行部数だとか配布先、そのようなことについてご検討いただきたい、そのように思っております。

以上、1番と2番を合わせまして13項目について、この本委員会でご検討いただきたいということで、案を提示させていただいております。

以上でございます。

山岸委員長 ただいま相模原の議会事務局長から、資料に基づき説明をいただいたわけですが、質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

はい、田中委員。

田中委員 まず、今提案されました報告事項ですが、これは「統一する方向で検討する」と書いてありますけれども、これは事務局で検討するんですか。

山岸委員長 事務局長。

白井相模原市議会事務局長 お答え申し上げます。

事務局ということではなくて、本委員会の方へご提案をさせていただいて、お決めいただくということになるかと思います。

それで、事務レベルでは、相模原を含む1市3町で、例えば、議員報酬等について、1市3町、4つの部分について比較をして、その中で当然違いは報酬等についてはあるかと思いますが、その違いについて調整ができるものは調整をする。それで、課題の整理をした後、先ほどご説明しました9ページにありますような、上の3番にあります、9ページの3番にある調整方針で、どういう形で一元化に向けての調整ができるのか、その調整方針の案をご提示して、本委員会の中でそのことについてのご確認、ご検討をいただくような、そんなような段取りで進めさせていただきたいと思います。

山岸委員長 田中委員。

田中委員 そうしますと、一定の資料が出されて、それに基づいて検討して決めていくと、この12項目についてはね。そういうふうを考えていいんですかね。

山岸委員長 局長。

白井相模原市議会事務局長 おっしゃるとおりでございます。資料としては、1市3町の違いとか課題とか調整方針、それをお示しした中で。ただ、基本的には、全体の合併協議会の中で方針が出ておりますように、基本的には相模原市の制度に基づくということになっておりますので、そういう方向で調整を事務レベルでは図ったものをご提案させていただく、そのように考えております。

山岸委員長 田中委員。

田中委員 そうしますと、私は、それは、実質上の協議事項というか、協議ができる場だと考えるんですよね。ですから、それはすぐにまとまる場合もあるし、それから、あるいはまとまらないと、少し議論に時間がかかるという問題もあると思いますので、これは一つ一つ出していただいて、ここで検討するというふうにした方が、この12項目、もっとあるかどうか、その辺もちょっとわかりませんが、とりあえず、12項目としてそういうふうにした方がわかりやすいのではないかと、そういうふうに思いますけれども。

山岸委員長 どうですか。

局長。

白井相模原市議会事務局長 お話の一つ一つという意味があれですが、スケジュールの中では、できるだけ、内容的にそれほどご判断をいただく余地のないもの、少ないものの中にはございますので、それは、判断の余地が少ないというのは、相模原市の制度を基準に統一する方向で検討するという、そういう視点で検討した場合には、それほどご議論いただく必要がないようなものの中には含まれております。ですから、そういう意味でいうと、一つ一つ、1回の会議でご提案するというのではなくて、できればまとめてご提案をさせていただいた中で、ご議論の中でご判断をいただいて、より詳細に検討する必要のあるものと、そうでないもの、そこらあたりは本委員会の中でご判断いただければと思っております。ですから、事務レベルでは、できるだけ次回、後ほどスケジュールの方にもございますが、次回、まとめてご提案をさせていただきたい、そのように考えてございます。

山岸委員長 よろしいですか。

田中委員。

田中委員 確かにそういう方法でもいいのかなと思いますけれども、要は、その場合には、できるだけ資料を早くいただいて、それで事前に これは昨日ですか、一昨日ですか、もらったのね。そうしますと、1市3町ですからいろいろな問題が出てくると思いますので、そういう意味での資料の提供を早くお願いしたいという要望があります。これは要望です。

それから、あと、1番目の協議事項ですが、いわゆる2つ特例があると。これについては大体説明されていますけれども、もう一度お願いできればと、そういうふうに思います。

山岸委員長 それでは、特例の説明をしていただきたいと思いますんですが、次回……。

白井相模原市議会事務局長 それで、後ほどのスケジュールとも関連してくるんですが、次回の中で資料もご用意させていただいて、そこでより詳細にご説明をしていただきたいと思いますとい

うふうに考えてございます。

山岸委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 では、そのようにいたします。

そのほかにございませんか。

荒井委員。

荒井（三）委員 7ページの事務事業の一元化の中の頭の書き出しに、「相模原市の制度を基準に統一する方向で検討する」と。「相模原市の制度を基準」ということですから、この段階、この「基準」ということは幅があるという解釈ができるわけですが、先ほど説明がありました9ページの3番の調整方針の区分の統合の欄、
、
とありますが、これはすべて「相模原市の制度に統合する」というふうに非常に幅が狭くなっているわけですね。この違いをどのように解釈すればよろしいのか、ちょっと伺っておきます。

山岸委員長 合併担当事務局長。

田所事務局長 ご質問の、9ページにございます調整方針の区分の欄でございますけれども、表の中の右側の欄、これは「調整方針の具体例」ということで、例としてお示しをさせていただいております。したがって、これにつきましては、事務事業の一元化の調整を行う事務というのは、恐らく数千項目に及ぶというふうに考えられます。これらの事務を調整していくための一つの例として例示をさせていただいております。したがって、これにつきましては、今後、その調整の内容等によりまして、相模原市の制度に統合するケースもございますし、場合によっては、他の町の制度に統合していくというケースも考えられるということでございます。ですから、これにつきましては一つの具体的な事例としてご理解いただければというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

山岸委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議題（４）検討スケジュールについて

山岸委員長 ないようですので、それでは、この件につきましては以上で終わらせていただきまして、「議題（４）検討スケジュールについて」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

白井相模原市議会事務局長 それでは、資料の10ページ、11ページでございますが、11ページにつきましては、4月30日の第1回合併協議会に提出されました合併協議会のスケジュールと、それから、既にそのときできておりました、まちづくりの将来ビジョン検討委員会のスケジュールがあわせて掲載されております。

本委員会につきましては、その合併協議会全体の会議との兼ね合いが出てまいりますので、ここに参考までに掲載をさせていただいております。

特に、11ページの中の第3回合併協議会、中ほどでございます。その左側の5番目、議会議員の定数及び任期の取扱いについてという協議事項がございますが、当初の予定では、第3回合併協議会で、現在のところ7月8日に予定されておりますが、そちらでご検討の予定でしたが、本委員会の検討との兼ね合いがございますので、この部分につきましては、後日、その本委員会の進捗状況、そのようなことを踏まえながら、どのあたりで合併協議会の方の議題として上がるか、これは調整をさせていただきたい、そのように考えてございます。

それでは、そういうのを踏まえながら、10ページのところで、本委員会の検討スケジュールでございますが、本日、第1回目ということでご議論をいただいております。

それで、その後、第2回と第3回でございますが、事務局で日程調整をさせていただいた中では、7月中ですと、7月5日と28日、この2日間しか1市3町の議員の皆さんの日程の調整がつかなかったということがございますので、この5日と28日をまず2回目と3回目でやらせていただきたいというふうに考えてございます。

それで、そうした場合に、第2回に、先ほどの12項目の事務事業の一元化の部分、ここを第2回目のところであわせましてご提案をさせていただきたい、議題にさせていただきたいというふうに考えてございます。それで、なぜここかといいますと、第3回のところで、議会議員の定数及び任期の取扱いについてということで、第3回目のところで上げさせていただいておりますが、こちらにつきましては、前回の合併協議会の中で合併の方式がまだ確定をしておりませんので、7月8日に合併の方式が決定されれば、それ以降に、定数とか任期について具体的にご議論をいただいた方がいいのではないかということで、2回目と3回目、そのような形で分けさせていただいております。

それで、先ほどご意見、ご質問がございましたように、第2回の中で、その議員の定数等に係る法の特例の内容につきまして若干資料をご用意させていただき、ご説明をさせていた

だきたいと、そのように考えてございます。

それから、4回目以降は、主には、議員の定数等についてのご検討が何回かあるのではないかと想定のもとで、4回目以降ということで書かせていただいております。

それで、最終回といいますか、この検討協議会でいつまでに方向性を出すのかということですが、右側の11ページのところの第6回協議会が9月の下旬ごろに予定されているようです。そちらに仮に間に合わせるとすれば、8月の下旬までに方向づけをしないと、全体の合併協議会の方への議題として間に合わない。そのようなことがございますので、ここでは、今後の進捗状況、合併協議会の進捗状況もございますが、とりあえず、そちらと合わせるためには8月下旬を目途にご検討いただいたらどうかと、そのようなことで検討スケジュールをご提案させていただきました。

以上でございます。

山岸委員長 何か質問、ご意見ございましたら。

長友委員。

長友委員 一番最後に説明いただいた件なんですけれども、第6回の合併協議会というものをにらむのであるならば8月下旬ではないかということであったんですけれども、これは、そのときまでに報告を上げてくれということ、どこかの時点で合併協議会の方から正式に言われるということになるのでしょうか。

山岸委員長 合併任意協事務局長。

田所事務局長 特に、いつごろまでにしなければならないというようなことで、私ども、協議会の方から特にお願いをするというような形は多分ないというふうに思っています。ただ、全体のスケジュール、今、このお手元の資料の方は、第6回まで数を入れさせていただいておりますけれども、この回数につきましては、何かの折にお話をさせていただいておりますが、6回で終わるということではなく、それ以降もあり得るというふうに考えていまして、その辺の協議の全体の進捗状況等を見ながら、私どもの方としては、最終的にいつごろになるかというのは判断をしていきたいというふうに思っています。ただ、当面のスケジュールとしては、当面、6回ぐらいまでは、最低限、ここまでのスケジュールではこういう形で組ませてもらっているということになってございます。

それから、議員の定数等に関する検討委員会で、ご検討いただきます、この第3回協議会に入っています、5番の任期の取扱いについての本協議会の方での協議につきましては、こちらの検討委員会の状況を見ながら協議会の方に提案をさせていただこうというように考え

でございます。

以上でございます。

山岸委員長 長友委員。

長友委員 そうすると、現行では、確認なんです、その任意合併協議会がいつまでということは決まっていなくて、この本検討委員会というものはいつまでに上げてくれということも決められていないと。ただし、6回までは一応決まっているんだと。今後の進捗状況によって、これは流動的というか、その先もあるということなんですけれども、すなわち、この検討委員会、こちらの検討委員会の検討の進捗状況によって、任意合併協議会の結論を出すときというんでしょうか、それが変わってくるという。つまり、任意協から言われて、この日までにやれという仕方では進む必要性はないということですね。

山岸委員長 事務局長。

田所事務局長 そこまではっきり、私もまだ決断いたしておりませんが、進める事務局側といたしましては、全体の協議の進捗状況を見ながら、できれば検討委員会も合わせていただければ大変ありがたいというふうに考えています。

それから、検討委員会につきましては、本検討委員会とあわせて、まちづくりの将来ビジョン検討委員会も進めておりますので、そちらの方につきましても、現段階では、まだ、いつごろまでに結論をとということをお願いはしてございませんけれども、極力、本体協議会の方のスケジュールの方を見ながら、それらと合うような形でできれば進めていただきたいということでのお願いはいたしてございます。

山岸委員長 長友委員。

長友委員 わかりました。であるならば、これ、スケジュールはいいんですけれども、一番最後の右側に書いてある「第6回合併協議会に検討結果を報告する場合（8月下旬）」というのは、これは記載する必要はないのではないかと、事務局に、私は思うんですが、いかがでしょうか。

山岸委員長 議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 確かに、言われるとおり、この右側の全体の合併協議会のスケジュールが明確になっていない中では、確かに、6回になるのか、7回、8回いくのか、そこらあたりがまだ確定していない中では、言われるとおり、こちらの方もいつまでに結論を出さなければいけないというのは明確ではないので、これは、とりあえず仮定でやった場合、報告するとした場合には、大体1カ月ぐらい先に閉めない、こちらで方向性を出さないと

間に合わない。そういう意味を含めて、8月下旬というふうに記載をさせていただきなもんですから、言われるとおり、右側の全体がいつ最後になるかというのがわからない中では、このところについては、何回か繰り返して行って、最終回がいつになるのかという。ですから、そういう意味でいうと、4回目以降ということで、下の1行は要らなくなるかもしれないんですが、事務局長ほか、皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、このところについては、4回目以降ということで、下の1行、そっくり外すような形で訂正をさせていただくということで皆さんの方でよろしければ、そのようにさせていただきます。

山岸委員長 佐藤委員。

佐藤委員 長友委員の言うこともよくわかるんですけども、やはり会議目的、それから会議期日、それから本体の方の合併協議会、この中の、あくまでも、我々は議員の定数等に関する部分の検討会ですから、やはり一つの流れとしては形があってもいいだろうと私は思っていますし、それからもう一つ、この「最終回」と書いてありますが、最終回は別にしても、この場合に、第6回合併協議会に検討結果を報告する場合があるというのも、当然あってもおかしくない。報告しなければならないなんていうようなばかなことはないけれども、場合もありますということは暫時含めてということだと私は判断していますから、あえてこのくらいのことは入っていた方がやりいいだろうと思います。

山岸委員長 どうですか、一つの……。

はい、長友委員。

長友委員 決して、6回が悪いだとか、早いだとか遅いだとか申し上げているのでは、実はないんです。4回で、場合によっては終わってしまったっていいと思いますし、7回になってしまうかもしれない、8回になってしまうかもしれない、こちら側の会がですよ。それは、これから、できるだけ早い、速やかにやるべきだとは思っているんですけども、何々だった場合とか、そういうことをこのスケジュールの中身の中に書くこと自体が私は不必要だと申し上げているだけであって、全体のスケジュールというものは当たり前であって、そして我々のこの検討委員会のスケジュールだってあるわけですから、それも全体の中の1つであって、その中に、何だった場合とか、そういうふうに記載することが、私は不適切だと、こういう主張であるわけであって、そういう6回のときまでに目指してやっていこうとか、例えば、そういうのは別にいいと思うんです、個々の中で思っていて。ただ、そういう意見であります。だから、これは不必要だと申し上げているわけであります。

山岸委員長 どうですか。一つの目標ということで、この原案に示されているとおりでいかがですか。別に、これは、あくまでも、ご調整 動く場合もあるわけですから、柔軟に皆さんに解釈してもらえばいいと思うんですがね。

はい、田中委員。

田中委員 私も、今の事務局の説明にあったように、4回で終わる場合もあるかもしれないし、場合によっては5回、6回となる場合もありますよね。そういうことを考えた場合には、余り最終回だとか、そういうことにとらわれず、やはりこの「最終回」という欄はなくした方が、今、委員長が言われたように、柔軟に対応できるというふうに考えますので、この場合はない方がいいのかなと思いますけれどもね。さっき、事務局からもそういう提案がありましたけれども。

山岸委員長 どうですか、皆さん。ほかの皆さん。

荒井委員。

荒井(三)委員 先ほど事務局から説明がありましたけれども、ある程度幅があるという部分ですけれども、問題は、非常に短い期間の中で検討しなければならない。時間制約があるということが一つあると思うんですね。我々委員が、今後、スケジュールにのっとって審議をする場合でも、やはりある程度の目標があった方がやりいいと思うんです。それはあくまでも目標ですからね。ですから、そういうものが それで、先ほどちょっと田中委員からありました、資料はなるべく早目に配っていただきまして、精力的にこのスケジュールをもとに進めていくということで、目標があった方がいいと、このように思います。

山岸委員長 ほかにございませんか。

久保田委員。

久保田委員 「最終回」というのは必要ないのではないかと、こういうようなことも言われておりますが、いずれにしても、時期はいつになるかわかりませんが、いずれは最終回というものはあるわけだから、別に、「最終回」ととらなければいけないということもないと思うので、このままでよろしいと、私はそう思います。

山岸委員長 どうですか。

長友委員。

長友委員 私は、最終回はあると思っているんです。ですから、「最終回」と書いてあって別に構わないんですよ、おしまいがないわけではないですからね。ただ、その右側に書いてある言葉が不必要だと申し上げているんです。そして、目標を定めるということであるのは、

それについては異論を挟むつもりはありません。ただ、目標を定めるのであるならば、中身はどれほどのものがあるのかということが明確にわかって、それが出てきた段階で、では、これだけのものがあるので、これぐらいの議論が必要なのではないかとか、概略、その中で自分たちで考えられることができると思うんです。ですから、この時点で目標をいつなんだとかというのは、私はそぐわないと思っているんですけども、少なくとも、その点は抜きにしても、この右側に書いてある「第6回合併協議会に検討結果を報告する場合」などという推測の域を脱しないような文言をここに書いてあること自体がおかしいと、そういうふうに申し上げているんです。なぜこんなふうに書いてあるのかが理解できないと言っているんです。

山岸委員長 ほかの方、いかがですか。

はい、どうぞ、荒井委員。

荒井（正）委員 私は、この原案でやられたとおりでいいのかなと、このように思っております。

以上です。

山岸委員長 大体、皆さん、原案どおりということのようですから、柔軟に解釈をしていただくということで、原案どおりでいかがですか。

はい、長友委員。

長友委員 例えば、まちづくり将来ビジョン検討委員会のやつが右側に書いてありますけれども、これは、6回の合併協議会までに、例えば、中間報告的なことをするという矢印なんです。こういう話であれば、まだわからなくもないんです。こういうことであれば、ここまでには報告を、どういう形であれ、しまししょうねということだったらわかるんです。そして、それが結果的に最終報告だったとしてもいいと思うんです、それはね。そういう書き方だったら別に構わないと思うんですけども、何でここだけこういうふうになってしまうのかというのがね。最初からここがありきで話が進んでいるようにとらわれてしまうと思います。なので、ここは外すべきだと、ここを申し上げているわけでありまして。よって、このままでいいのではないかということについては、私は同意できません。

山岸委員長 佐藤委員。

佐藤委員 事務局に確認。第3回の合併協議会、7月8日。このときの協議項目の中に、5番として、議会議員の定数及び任期の取扱いについてという項目がありますけれども、これについては、もちろん、その前に、5日に審議するわけだから、その経過としての中間報告

という部分も含めているという取り合いでいいわけでしょう。その辺、ちょっと確認しておきます。

山岸委員長 事務局長。

田所事務局長 議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、第3回で実はご提案を申し上げるようなことで、前回の協議会の際には説明をさせていただいております。ただ、本日からこの定数等に関する検討委員会を発足していただきましたので、この3回目の協議会でのご提案ということではなくて、こちらの検討委員会の状況を見ながら報告をさせていただこうというふうに考えてございます。

それから、あわせて、まちづくりの将来ビジョン検討委員会につきましては、毎回、協議会のたびに、その検討経過等については協議会の方に報告をさせていただくというような形をとってございますので、恐らくこちらの検討委員会、議員の定数等に関する検討委員会の検討されている状況につきましても、本協議会の方に、その状況についてはご報告をさせていただくというようなことで考えてございます。

以上でございます。

山岸委員長 佐藤委員。

佐藤委員 ということは、この検討会の討議の内容については、まちづくり将来ビジョンと同じく、やはり随時、本体の方にご報告が上がらなければいけないわけで、それが経過として流れるわけですから、最終的な段階ではまとめた報告もある場合があって当然で、その経過は途中で流すということを皆さんが了解していれば、それで私はいいんだと思っております。

山岸委員長 どうですか。そういうことで、毎回、恐らく、この検討結果は報告を逐次上げるということになると思いますので、一つの目標設定というようなことで掲げられていますけれども、もう皆さん、よろしいということですから、どうですか。

長友委員。

長友委員 しかし、くだらない話だと思われるのかもしれないんですけども、第6回でおしまいだよと本体の任意協が言ったんだったら、決めたんだったら、これでもいいと思います。これというか、こういう書き方というか、ここまでにやりましょうと。ついては8月下旬なんですよと、こういうふう書いてあったとしてもいいと思うんです。そのとおりだと思う。けれども、そういうのがないわけではないですか、今、現実として。だから、おのおのの中には思っていることがあって、多分6回で終わるだろうとか、いや、7回で終

わるだろうだとか推測しながら、それまでには頑張っただろうだとか、いろいろ思うんだと思うんですけども、それでいいのではないかと思うんですよ。だから、ここにあってこういうふうを書く必要はないと言っているんですね。こういう推測をここでしてしまうこと自体がおかしいのではないかと言っているわけなんですよ。

山岸委員長 どうするかね。全員一致をなるべくもって進めていきたいというように思うんでね。

はい、小野委員。

小野委員 本体があるわけですよね、任意協議会という。そして、この当委員会の性格というのがあると思うんですよ。そのことを、要するに、念頭に入れていただければ、先ほど長友委員さんも言われたように、そんなに余り難しく考える必要はないのかなと、私はそう思います。議事を進行していただければ幸いです。

山岸委員長 柔軟にこの辺は解釈をいただくということで、原案のとおりでいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 では、そのようにさせていただきます。

そのほかに何かございませんか。

菊地原委員。

菊地原委員 特に、その他ということではありませんけれども、先ほど出ました7ページの事務事業の一元化、この資料をなるべく早く、たくさんありますので。それから、この1から12まで関係をするわけですし、またそれ以外のものもあるかと思しますので、ぜひ資料を早目にご提出をお願いしたいと、このように思います。

以上です。

山岸委員長 よろしいですね。

田中委員。

田中委員 スケジュールの点で、第2回目を7月5日という提案なんですが、任意合併協議会は、第3回目が7月8日ですよ。この前は、編入にするか、それとも新設にするかということが見送りになって、7月8日にさらに検討するということを聞いているんですよ。そうした場合には、この事務事業の一元化についても、これは編入合併を前提としたものでしょう、これはね。今ここに出されているのはね。そうした場合には、7月5日にやっても意味がないし、やるとするならば、編入と新設を両方検討しなくてはいけないということが起こるのではないかなと思うんですが、その点はどうなんですか。

山岸委員長 議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 前回、5月30日の第2回合併協議会におきまして、その事務事業の一元化の基本方針、8ページ、9ページ、この部分については、そちらの方で決定を既にされております。したがって、この部分については、編入合併を前提としているということではなくて、合併方式にかかわらず、1市3町の合併についてはこの方針を持っていくというのが既に確認をされております。したがって、事務事業の一元化について、先ほどの12項目については、それによると、合併の方式が決まらなくても先行してご検討いただけるのではないかとこのように考えております。合併の方式によって影響が出てくるのは、ご承知のように、議員の定数、任期、こちらについては特例が合併の方式によって異なっておりますので、そういう意味で、第3回、7月28日の方で議題として設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

山岸委員長 田中委員。

田中委員 この前の2回目の任意合併協議会ですか、そこで確かにそういうふう決められたようですが、この9ページの3番目に「調整方針の区分」というのがありますよね。これはどういう考え。決まってしまったのかもしれませんが、編入合併を前提としているんでしょう。

山岸委員長 事務局長。

田所事務局長 9ページにございます調整方針の区分というところにつきましてですが、これは、合併の方式、新設であるか編入であるかということとは関係なく、今回、協議を進めていく中では、基本的には相模原市の制度が一番、いろいろな制度が多いわけでございますし、そういった観点からも、その統合をしていく。例えば、相模原市の制度に統合するというケースの場合もございまして、それから、場合によっては、先ほどご質問の中で、相模原市の制度に統合することとはちょっと言い方が違うのではないかとこのお話がございました。そのときにも説明をさせていただきましたけれども、必ずしもすべてが相模原市の制度に統合という、あるいは相模原市の制度を基本にとかという形だけではなくて、これは調整方針の具体的な一つの例としてお示しをさせていただきますので、内容によって、このあたりは若干異なってくるケースもあり得るとこのように考えてございます。

それから、今回のこの事務事業一元化の基本方針の考え方といたしましては、市町の規模等々から考えて、基本はやはり相模原市の制度に依拠しておくべきだろうというような考え方

から、こういった調整の方針を出させていただいているということでございますので、合併の方式が、例えば、新設、あるいは編入ということに関係なく、これは調整をできるというように考えてございます。

以上です。

山岸委員長 田中委員。

田中委員 確かにそういう意味合いもあるかと思うんですが、ただ、中身としては、やはり全部、相模原市に右へ倣えと、こういうふうになってしまうんですね。それで、先ほども、これは例としてはめたんだと。それで、あくまでも調整ができるんだということを言っていますけれども、ここで見る限りにおいては、とにかく段階的に相模原市の制度に合わせると。それから、段階的に廃止をするということ以外に書いていませんから、そうすると、そういう余地は恐らく私はないのではないかと思いますし、また、今までやられてきた編入合併の例ではほとんどやはりないんですよ。だから、その点は十分に考えて、それで、今のスケジュールの問題に戻りますけれども、かなり強行ですよ。7月5日やって、28日やって、とにかく早くやってしまいたいというあれが何となく感じるんですが、この問題については重要な問題ですから、やはり時間を余り 例えば、これは任意協議会の議会にかかわる問題については5番目にありますけれども、必ずしも、5番目にあるから5番目にやらなくてはいけないという問題ではなくて、これは、話が長引いた場合には後にずれるという可能性も含んでいるというふうに説明を聞いているんですよ。ですから、やはりそういうようなスタンスが必要だと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

山岸委員長 事務局長。

田所事務局長 11ページの方のスケジュールの関係で、第3回協議会に、5番として議会議員の定数及び任期の取扱いについてということで提案するようなスケジュールの案、スケジュールをお示ししているわけですが、これにつきましては、先ほど申し上げましたが、本委員会の方でこれについては検討していただくということになってございますので、この提案時期等につきましては調整をさせていただく考えでございます。

それから、先ほども申し上げましたが、こちらの方の検討委員会での検討事項につきましては、各合併協議会開催の際には、検討状況がどういうふうな状況にあるかというのは、協議会自体の方へもご報告は申し上げていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

山岸委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

その他

山岸委員長 ないようですので、次に、次第の5、その他について事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

田所事務局長 その他の関係でございますけれども、ちょっと参考までにご報告をさせていただきます。

先ほど来、ちょっと話題の中でいろいろ出ておりますが、第3回の相模原・津久井地域合併協議会、これにつきましては、7月8日の午後2時から、このけやき会館5階の大樹の間で開催の予定でございます。

それから、第4回目の合併協議会につきましては、8月4日午後2時から、相模湖町で開催の予定でございます。

それから、本検討委員会と同じような形で、まちづくりの将来ビジョン検討委員会を設けてございます。こちらの方につきましては、今まで2回の将来ビジョン検討委員会を開催いたしております。今後、6月12日、それから6月23日の2日間、これは相模原と津久井3町の現地視察ということで、2回ほど計画をさせていただいてございます。

以上、当面関連する協議会等についての日程でございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

山岸委員長 今、当面の問題についての説明がございましたけれども、何かおわかりにならない点がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 委員の皆さんから、何か議題に関することございましたら。

はい、長友委員。

長友委員 3回目までは一応事務局の方から案を示していただいて、決まっているんですけども、せっかく4回目も書いてあるので、できれば、4回目があるのかないのか知らないんですけども、この場で決めてしまった方がいいのではないのかなと思うんですけども、

いかがですか。

山岸委員長 どうですか。今、4回目も日程が決められるものなら決めたらどうかというご提案がありましたけれども、いかがですか。

なかなか先なので……。

田中委員。

田中委員 7月5日ぐらいにそのことは話したらどうですかね。今日はなかなかまだね、どうなるかわからないから。

山岸委員長 まあ、次回ぐらいに相談しましょうよ。

それでは、こちらからの提案事項等についてはすべて終了いたしました。

閉 会

山岸委員長 皆さん方からご意見等がないようでしたら、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきますたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 それでは、これもちまして、本日の検討委員会、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時28分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定により署名する。

平成16年6月28日

会議録署名人 久保田 義 則

会議録署名人 小 野 志 郎